

## 随意契約の結果

平成19年11月1日～11月30日契約締結分

独立行政法人住宅金融支援機構本店

業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支店の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
地域工務店向けセミナーの開催に伴う経費(全国7支店、1センター分)	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年11月20日	株式会社リック 広島県広島市西区草津南3-7-21	2,520,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、地域工務店関係者を対象としたセミナーを実施するものである。実施に際しては、工務店関係者を含む住宅業界で高い知名度・信頼性を有し、当機構のフラット35の商品性を十分に理解している者が講師となることが必要であるが、契約相手方は、これまでの実績及び現在の活動状況からの確かな対応が可能であり、契約相手方として最適であることから随意契約を行ったものである。	
住宅工事仕様書改訂原稿作成業務	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年11月22日	財団法人日本住宅・木材技術センター 東京都港区赤坂2-2-19	8,695,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、旧住宅金融公庫が監修してきた工事仕様書について改訂原稿を作成するものである。実施に当たっては、工事仕様書の改訂原稿作成に必要な技術力及び経験を有している必要があることから、参加者の有無を確認する公募手続を経て発注することが適切であるため、契約相手方を予定契約相手方として明示した上で、参加者意思確認書の提出を求める公示を実施した結果、期限までに提出がなかったため、契約相手方と随意契約を行ったものである。	
Withシステム機器の再リース	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年11月27日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都品川区東品川4-12-1	2,288,160円	会計規程第25条第1項 本業務は、業務上使用するパソコン機器の賃貸借であるが、業務上、当該機器を引き続き使用することが最も効率的かつシステムの円滑な運用上妥当であり、契約相手方と契約締結することが必要不可欠であったため、随意契約を行ったものである。	
副調査役研修(経営財務)	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成19年11月27日	株式会社グロービス 東京都千代田区二番町5-1	2,100,000円	会計規程第25条第1項 本業務は、経営財務分析能力を有する職員を育成するため、また、機構業務の中核的役割を担う副調査役として役割認識を深めるために研修を行うものである。本業務について複数の者から提出されたプロポーザル(企画提案書)を審査した結果、契約相手方の提案内容が最適と判断されたため、契約相手方と随意契約を行ったものである。	

(注1)金額については、消費税等相当額を含む。

(注2)会計規程施行細則第40条第1項の規定に基づく公表である。